

厚生常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 おはようございます。

厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和4年9月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月12日に開催し、委員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第49号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、道照寺平コミュニティセンターの管理において、指定管理者制度を導入するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、スキー場はどこで管理しているのか。コミュニティセンターはスキー場自体も管理するのかなどの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、スキー場の維持管理については、道照寺平スキー場運営委員会に委託しており、本条例においては、コミュニティセンターという施設のみであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件の審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第9、議案第49号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第9、議案第49号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

内谷邦彦産業・建設常任委員長。

(内谷邦彦産業・建設常任委員長登壇)

○内谷邦彦産業・建設常任委員長 おはようございます。

産業・建設常任委員会の審査報告を行います。

令和4年9月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第50号 長井市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を制定するため、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第17条第1項第2号並びに同法施行令第7条の規定により提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、農地利用最適化推進委員の主な業務内容について、また、改善委員会との違いはとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、推進委員は農地パトロールのほか農業委員会の県大会、勉強会などに出席している。土地の移動については、改善組合が主となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、推進委員は主に地区全体の利用権の設定やあっせんという全体調整の業務があり、改善組合については、集落内の利用権のあっせんという業務がある。今後、推進委員の業務を農業委員と改善組合で分担することから、改善組合の重要性が増すと捉えているが、それに対する農業委員会の認識はとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、農業委員が推進委員の業務を担うことになり、現状では改善組合の業務が大幅に増えることはないものの、集積が残っているところは条件不利地が多いことから、その部分の集積については大変な業務になると認識しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、推進委員のこれまでの業務を農業委員、改善団体で分担することになるが、それぞれ対応は可能であるかとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、農業委員と推進委員で議論を重ねた結果、十分対応できると判断したとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、女性の農業委員は現在2名であり、農業振興のためにはいろいろな人の

意見を取り入れ活躍していただくことが大切だと思う。女性や青年農業者のこれからの登用についてはとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、国からは5年後には女性の割合を3割に増やすようにとの指針が示され、改選のたびに1名から2名増やしたいとの認識であるものの、具体的な方向性はまだ定まっていないとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、条件不利地の賃貸借、売買が成立しない傾向にあり、改善組合にお願いすることになる。大規模農家ほど条件のよいところを利用するため、条件不利地はいつまでも集積されない傾向にある。農業委員会は具体的な解決策を考えているかとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、今後、農地の取得面積5反歩要件がなくなり、定年退職後に農業に取り組むほか、副業で農業する人が増えることで農地利用が活性化することを期待しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、条件不利地は耕作放棄地になる傾向にあり、それを解消するための本市の農業政策はとの質疑がなされ、産業参事からは、今後、地域の将来ビジョンをつくるに当たり、全ての農地に水稻を作付するのではなく、畑地をつくり、そこを集落経営や会社経営にして高齢者にも働いてもらえるようにする工夫を取り入れることを考えている。先進地視察や広く意見を集めて、将来に向けての検討を進めていきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結い

たします。

それでは、日程第10、議案第50号 長井市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第10、議案第50号 長井市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

平 進介予算特別委員長。

(平 進介予算特別委員長登壇)

○平 進介予算特別委員長 おはようございます。

令和4年9月市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第52号 令和4年度長井市一般会計補正予算第7号をはじめ、特別会計補正予算3件、企業会計補正予算2件の令和4年度補正予算案6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、9月20日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、総括質疑並びに細部審査を行ったところでありますが、

その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第52号 令和4年度長井市一般会計補正予算第7号、議案第53号 令和4年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号、議案第54号 令和4年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号、議案第55号 令和4年度長井市水道事業会計補正予算第1号、議案第56号 令和4年度長井市下水道事業会計補正予算第1号並びに議案第57号 令和4年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の補正予算6件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第11、議案第52号 令和4年度長井市一般会計補正予算第7号から日程第16、議案第57号 令和4年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号までの6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第11、議案第52号 令和4年度長井市一般会計補正予算第7号の1件について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)